

他の地方公共団体からの応援計画

➤ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、関係地方公共団体からの支援策として、4つの応援協定等を締結。



㉗ 災害時における宮城県市町村相互応援協定

(平成16年7月26日)

【対象】

宮城県及び宮城県内の全35市町村

【応援内容】

- ①食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材
- ②被災者の救出・救護・防疫等の対策に必要な物資及び資機材
- ③施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材
- ④情報収集、連絡事務等に必要な職員
- ⑤対策等の実施に必要な職員
- ⑥ボランティアの受入れ及び活動調整に必要な職員
- ⑦その他特に要請のあった事項

① 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定

(平成26年10月21日)

【対象】

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県

【応援内容】

- ①救助及び応急復旧等に必要な要員
- ②避難所の運営支援に必要な要員
- ③支援物資の管理等に必要な要員
- ④行政機能の補完に必要な要員
- ⑤応急危険度判定士、キーパー、ボランティアの斡旋
- ⑥食料、飲料水及びその他生活必需物資
- ⑦救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ⑧救援及び救助活動に必要な車両・船艇等
- ⑨ヘリコプターによる情報収集等
- ⑩傷病者の受け入れのための医療機関
- ⑪被災者を一時収容するための施設
- ⑫火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- ⑬仮設住宅用地
- ⑭輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援
- ⑮その他特に要請のあったもの

㉘ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(平成24年5月18日)

【応援内容】

- ①人的支援及び斡旋
- ②物的支援及び斡旋
- ③施設又は業務の提供及び斡旋
- ④その他特に要請のあったもの

㉙ 原子力災害時の相互応援に関する協定

(平成13年1月31日)

【対象】

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

【応援内容】

- ①原子力防災資機材の提供
- ②職員の派遣

9. 放射線防護資機材、物資、 燃料の備蓄・供給体制

PAZ及び準PAZ内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制

- 宮城県は、宮城県現地機関のほか、宮城県・女川町・石巻市庁舎や消防署、放射線防護対策施設において、避難誘導や避難行動支援などを行う要員のための個人線量計等の放射線防護資機材の備蓄を実施。
- 緊急時には、自治体職員や避難誘導者等が、これらの放射線防護資機材を用いて活動を実施。
- 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。



| 備蓄拠点 | 対象施設数 | 対象者 |
|----------------------|-------|-----------------------------|
| 県現地機関 県・女川町・石巻市庁舎 | 6 | 自治体職員、避難誘導者、 バス運転者等防災関係者 |
| 女川消防署・女川消防署牡鹿出張所 | 2 | 自治体職員、避難誘導者 |
| 放射線防護対策施設 | 10 | 施設管理者、避難誘導者 |
| 合計 | 18 | |



サーベイメータ



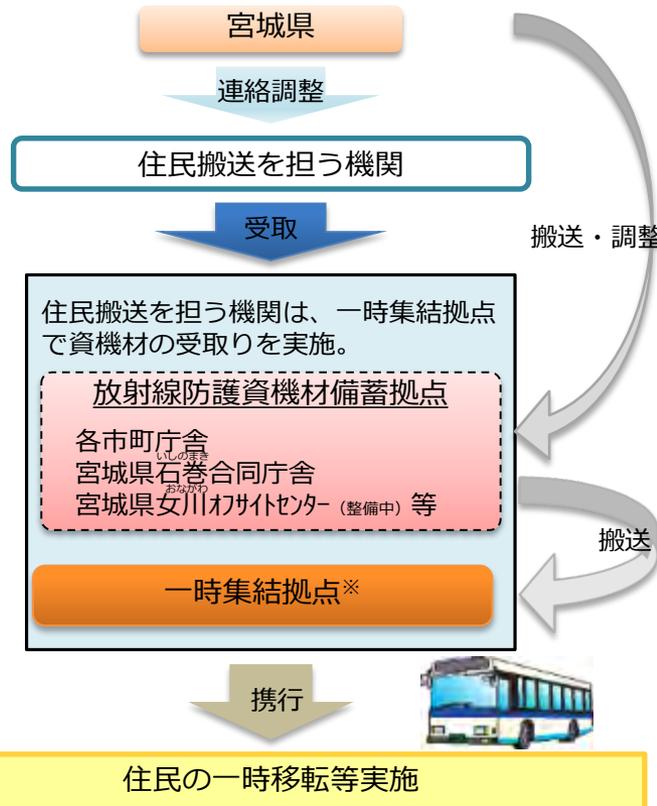
個人線量計

- UPZ内住民の一時移転等において住民搬送を担う機関には、放射線防護資機材備蓄拠点又は一時集結拠点で放射線防護資機材を配布。
- 一時集結拠点では、放射線防護資機材の使用方法や、それまでのモニタリング結果等により、避難搬送による被ばく線量が積算1mSvを十分に下回ることを説明。
- 平時には放射線防護資機材等の使用方法に関する訓練・研修を定期的を実施。



(凡例)
● : 放射線防護資機材備蓄拠点 ● : 一時集結拠点

<住民搬送を担う機関に対する放射線防護資機材の配布体制>



※一時集結拠点は、避難退域時検査場所候補地に設置することとしている。